

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、下市町における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成三十一年一月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行った者の名称

下市町

二 調査を行った期間

下市町（大字長谷の一部） 平成二十四年八月七日から平成二十九年三月五日まで

下市町（大字仔邑の一部） 平成二十五年八月一日から平成二十九年六月四日まで

三 成果の名称

下市町（大字長谷の一部）の地籍図及び地籍簿

下市町（大字仔邑の一部）の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

吉野郡下市町大字長谷の一部の地域

吉野郡下市町大字仔邑の一部の地域

五 認証年月日

平成三十年十二月二十七日